

○福岡県建築基準法施行条例

昭和四十六年七月二十六日

福岡県条例第二十九号

福岡県建築基準法施行条例をここに公布する。

福岡県建築基準法施行条例

福岡県建築基準条例(昭和三十五年福岡県条例第二十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 災害危険区域(第三条・第四条)

第三章 建築物の敷地及び構造に関する制限の付加(第五条・第五条の二)

第四章 特殊建築物の敷地及び構造に関する制限の付加(第六条―第十八条の三)

第五章 都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加(第十九条―第二十五条)

第五章の二 日影による中高層の建築物の高さの制限(第二十五条の二)

第五章の三 都市計画区域及び準都市計画区域内の道に関する基準(第二十五条の三)

第六章 雑則(第二十六条・第二十六条の二)

第七章 罰則(第二十七条・第二十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第三十九条、第四十条、第四十三条第三項、第五十六条の二第一項及び建築基準法施行令(昭和三十五年政令第三百三十八号。以下「施行令」という。)第四百四十四条の四第二項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、都市計画区域及び準都市計画区域内における建築物の敷地等の道路との関係に関する制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定並びに都市計画区域及び準都市計画区域内の道に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(昭五三条例一三・平一三条例一三・平一四条例八二・平一五条例二二・平三十条例五五・一部改正)

(用語)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び施行令で使用する用語の例による。

(平一五条例二二・一部改正)

第二章 災害危険区域

(災害危険区域の指定)

第三条 法第三十九条第一項の災害危険区域(次条において「災害危険区域」という。)は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

(災害危険区域内の建築制限)

第四条 災害危険区域内においては、居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、災害防止上必要な措置を講ずることにより特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

(昭四九条例一六・一部改正)

第三章 建築物の敷地及び構造に関する制限の付加

(昭四九条例一六・改称)

(がけに近接する建築物の制限)

第五条 がけ(地表面が水平面に対し三十度を超える傾斜度をなす土地をいう。以下同じ。)の高さ(がけの上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。)が三メートルを超える場合においては、当該がけの上にあつては当該がけの下端から、下にあつては当該がけの上端から水平距離が当該がけの高さの二倍に相当する距離以内の位置及び当該がけには、居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 擁壁の設置により、がけの崩壊(建築物の安全性を損なうおそれがあるものに限る。次号において同じ。)が発生しないと認められること。

二 地盤が強固であり、がけの崩壊が発生しないと認められること。

三 がけの上に建築物を建築する場合にあつては、がけの崩壊により当該建築物が自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造であると認められること。

四 がけの下に建築物を建築する場合にあつては、次のいずれかにより、がけの崩壊に伴う当該建築物の敷地への土砂の流入に対して当該建築物の居室の部分の安全性が確保されていると認められること。

イ 土留施設を設置すること。

ロ 建築物のがけに面する壁を開口部のない壁とし、かつ、当該建築物の居室の部分当該建築物への土砂の衝突により破壊されるおそれがないと認められる構造とすること。

五 がけに建築物を建築する場合にあつては、前二号に該当すること。

2 がけの上方に当該がけに接して、地表面が水平面に対し三十度以下の傾斜度をなす土地がある場合にあつては、当該がけの下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方にある部分に限り、当該がけの一部とみなす。

3 小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけの下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層のがけの下端があるときには、その上下のがけは一体のものとみなす。

4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内においては、前三項

の規定は、適用しない。

(平一三条例一三・全改、平二七条例三九・一部改正)

(しろありによる害を防ぐための措置)

第五条の二 階数が二以上で延べ面積が五百平方メートルを超える木造の建築物の構造耐力上主要な部分(基礎、基礎ぐい、壁、床版及び屋根版を除く。)は、しろありによる害を防ぐための措置を講じなければならない。ただし、しろありによる害のおそれがない場合においては、この限りでない。

(昭四九条例一六・旧第五条線下、平五条例一一・一部改正)

第四章 特殊建築物の敷地及び構造に関する制限の付加

(病院等のボイラー室の構造)

第六条 病院、公衆浴場、ホテル及び旅館の用途に供する建築物に存するボイラー室(当該建築物に付属するものを含み、発熱量の会計が、七十キロワット以上の火を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。)の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 主要構造部を耐火構造とするか又は不燃材料(第三号に掲げる場合を除く。)で造ること。
- 二 外壁の開口部には、法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けること。
- 三 建築物の一部をボイラー室の用途に供する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。

(平一二条例四〇・平一三条例一三・一部改正)

(劇場等の屋外への出口)

第七条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「劇場等」という。)の屋外への出口は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。ただし、屋外の観覧場等で特定行政庁が避難上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- 一 屋外への出口の数は、二以上とし、相互にできる限り離すとともに、客席の出口から円滑に避難できる位置に配置すること。
- 二 屋外への出口の幅は、避難の際に通過させようとする人数に〇・八センチメートルを乗じて得た数値以上とすること。ただし、当該出口の幅は、一メートル未満としてはならない。
- 三 主要な屋外への出口(日常的に使用する出口又はその付近の出口に限る。以下同じ。)の幅の合計は、屋外への出口の幅の合計の二分の一以上とすること。

(平五条例一一・全改、平五条例二五・平一三条例一三・一部改正)

(劇場等の直通階段)

第八条 劇場等の避難階又は地上に通ずる直通階段の幅は、避難の際に流入させようとする人数に一センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。

2 前項の階段のうち主要な屋外への出口付近に配置される階段の幅の合計は、同項の階段の幅

の合計の二分の一以上としなければならない。

- 3 第一項の階段の出入口の幅は、同項の人数に〇・八センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。

(平五条例一一・全改、平一三条例一三・一部改正)

(劇場等の避難階段等)

第九条 劇場等の次の各号の一に該当する階段は、施行令第百二十三条の規定による屋外に設ける避難階段(以下「屋外避難階段」という。)又は特別避難階段としなければならない。ただし、全館避難安全性能を有する建築物の屋外避難階段又は特別避難階段については、施行令第百二十三条第二項第二号並びに第三項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号の規定は、適用しない。

一 客席から直接進入する形式の直通階段

二 客席が避難階より下方にあり、その高低差が六メートルを超える場合の避難階までの直通階段

(平五条例一一・全改、平一三条例一三・令一条例一七・令二条例二一・一部改正)

(劇場等の用途に供する部分への準用)

第九条の二 劇場等の用途に供する部分(一の建築物の中に複数の劇場等が設置される場合又は劇場等が他の用途に供する部分と複合して設置される場合に、一の客席に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分を用いる。以下同じ。)については、第七条から第九条まで、第九条の四から第十三条まで及び第二十二條の規定を準用する。この場合において、「劇場等」とあるのは「劇場等の用途に供する部分」と、第七条及び第八条第二項中「屋外への出口」とあるのは「屋外への出口又は共用ロビー、共用廊下等への出口」と読み替えるものとする。

(平五条例一一・追加、平一三条例一三・一部改正)

(劇場等の用途に供する部分における直通階段の共用)

第九条の三 劇場等の用途に供する部分における避難のための直通階段で他の用途に供する部分における避難のための直通階段と共用するものの幅は、各用途に供する部分につき必要とされる階段の幅の合計以上としなければならない。

- 2 前項の階段までの経路は、他の用途に供する部分(他の劇場等の用途に供する部分を含む。共用ロビー、共用廊下等を除く。次条において同じ。)を經由してはならない。
- 3 複数の劇場等の用途に供する部分において共用する直通階段の幅は、避難の際に各階において当該階段に流入させようとする人数(「流入人数」という。以下この条において同じ。)を合計した人数に一センチメートルを乗じて得た数値以上とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該階段を屋外避難階段又は特別避難階段とした場合の階段の幅は、流入人数(一の劇場等の用途に供する部分の客席が複数階にある場合においては、各階の流入人数を合計した人数とする。)の最大の人数に一センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。

5 前項の屋外避難階段には、流入人数を合計した人数に〇・〇五平方メートルを乗じて得た数値以上の面積の附室又はバルコニーを設けなければならない。

(平五条例一一・追加)

(劇場等の避難階における避難経路)

第九条の四 劇場等の直通階段の避難階における出口の幅は、当該階段の幅の十分の八以上としなければならない。

2 前項の階段が、避難階において建物内部に面している場合においては、避難階における当該階段の出口から屋外への出口に至る経路は、他の用途に供する部分を経由してはならない。

3 前項の経路の幅は、避難階において建物内部に面している階段の出口の幅の合計以上としなければならない。

4 劇場等の敷地内には、避難階における屋外への出口及び屋外階段の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。

5 前項の通路の幅員は、前項の屋外への出口及び屋外階段の出口の幅の合計以上としなければならない。

(平五条例一一・追加)

(劇場等の廊下)

第十条 劇場等の廊下の幅は、当該廊下において避難の際に通過させようとする人数に〇・六センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。ただし、当該廊下の幅は、一・二メートル未満としてはならない。

2 前項の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 原則として、避難方向に向かつて狭くならないこと。

二 客席からの出口の扉は、避難の障害にならないように設置し、かつ、扉を開いた状態で廊下の幅の二分の一以上が確保されること。

三 行き止まりとなる部分の長さを十メートル以下とすること。

四 傾斜路とする場合は、その傾斜路の勾こう配は、百分の八(有効なすべり止めを設けた場合は、十分の一)以下とすること。

(平五条例一一・全改)

(劇場等の客席からの出口)

第十一条 劇場等の客席からの出口(以下この条において「出口」という。)の数は、客席の定員に応じて次の表に掲げる数値以上としなければならない。

客席の定員	出口数
三十人未満の場合	一
三十人以上三百人未満の場合	二
三百人以上六百人未満の場合	三
六百人以上千人未満の場合	四
千人以上の場合	五

- 2 前項の客席の定員は、次の算定方法により得られた数の合計とする。
 - 一 固定式のいす席を設ける部分にあつては、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を四十センチメートルで除して得た数(一未満の端数は、切り捨てるものとする。)
 - 二 立見席を設ける部分にあつては、当該床面積を〇・二平方メートルで除して得た数
 - 三 ます席を設ける部分にあつては、当該床面積を〇・五平方メートルで除して得た数(一のます席当たり、屋内の客席にあつては六を超える場合は六、屋外の客席にあつては九を超える場合は九とする。)
 - 四 その他の部分にあつては、当該床面積を〇・五平方メートルで除して得た数
- 3 出口の幅については、第七条第二号及び第三号を準用する。この場合において、同条中「主要な屋外への出口(日常的に使用する出口又はその付近の出口に限る。以下同じ。)」とあるのは「主要な出口(日常的に使用する出口に限る。)」と読み替えるものとする。
- 4 出口は相互にできる限り離すとともに、客席内から容易に認識できる位置に配置すること。
(平五条例一一・全改)

(劇場等の客席の構造)

第十二条 劇場等の客席に段床を設ける場合は、各段の床幅は八十センチメートル以上とし、その高さが五十センチメートル以上あるときは、前面に高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

- 2 劇場等の客席の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 通路を傾斜路とする場合は、その勾こう配を十分の一以下とすること。ただし、手すりを設けた場合は、この限りでない。
 - 二 通路を階段とする場合で、通路の高低差が三メートルを超えるものにあつては、高さ三メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に通ずるずい道を設けること。ただし、階段の勾こう配が五分の一以下の場合は、この限りでない。
 - 三 前号の横通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過させようとする人数が最大の地点での当該通過人数に〇・六センチメートルを乗じて得た数値以上とすること。ただし、当該通路の幅は、一メートル未満としてはならない。

(平五条例一一・全改)

(劇場等の舞台部の隔壁の構造)

第十三条 劇場等(客席の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものに限る。)の舞台の用途に供する部分(花道その他これに類するものを除く。)と客席の用途に供する部分との境界の天井裏又は小屋裏には、準耐火構造とした隔壁を設けなければならない。

- 2 前項の隔壁に開口部を設けた場合は、当該開口部には、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備を設けなければならない。

(平五条例一一・平五条例二五・平一三条例一三・一部改正)

(マーケット等の通路)

第十四条 一の建築物内に各構えごとに区画されたマーケット、バー、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗が存する場合には、その前面に幅員二・五メートル(各構えが向き合っていない場合においては、一・五メートル)以上の通路を設け、これを道又は公園、広場その他の空地に通じさせなければならない。

2 階避難安全性能を有する建築物の階で、当該階から道又は公園、広場その他の空地に通じる通路が設けられたものについては、前項の規定は、適用しない。

3 各階における各構えの床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物については、前二項の規定は、適用しない。

(平五条例一一・平五条例二五・平一三条例一三・一部改正)

(木造の共同住宅等の内装)

第十五条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物及び法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物を除く。次条において「木造の共同住宅等」という。)は、施行令第百二十八条の五で定める場合を除き、直下階の天井又は階段(階段裏に限る。)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしなければならない。

(平五条例二五・平一三条例一三・平二七条例三九・平三十条例五五・令一条例一七・一部改正)

(木造の共同住宅等の出口)

第十六条 木造の共同住宅等の避難階における屋外への主要な出口及び屋外階段の出口は、道に面するか、又は道、公園若しくは広場その他の空地に通ずる幅員四メートル(階数が二以下で延べ面積が三百平方メートル以下のものにあつては一・五メートル)以上の通路に面して設けなければならない。ただし、二以上の屋外階段がある場合で次の各号の一に該当するものは、一の屋外階段については通路の幅員を一・五メートルとすることができる。

- 一 避難上有効なバルコニー等を設けたもの
- 二 階段相互が開放された廊下等で連絡するもの
- 三 その他避難上支障がないもの

(平五条例二五・全改)

(自動車修理工場の構造)

第十七条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合であつて、自動車修理工場の直上に二以上の階を有するとき、又は自動車修理工場の直上階の居室の床面積が百平方メートルを超えるときは、自動車修理工場の主要構造部を準耐火構造又は施行令第百九条の三第二号に定める構造としなければならない。

(平五条例一一・平五条例二五・平一三条例一三・平三一条例一〇・一部改正)

(自動車修理工場の防火区画)

第十八条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合には、施行令第百十二条第

十八項で定める場合を除き、その作業場部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁若しくは仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造つた壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

(平五条例二五・平一三条例一三・平三一条例一〇・令一条例一七・令二条例二一・一部改正)

(準用)

第十八条の二 第七条ただし書の規定は、第八条、第九条、第九条の三第三項から第五項まで、第九条の四第一項及び第三項、第十条第一項、第十一条第一項及び第二項並びに第十二条について準用する。

(平一三条例一三・追加)

(階避難安全性能を有する建築物の階等に対する制限の緩和)

第十八条の三 階避難安全性能を有する建築物の階又は全館避難安全性能を有する建築物の階については、第十条第一項、第十一条第一項、第二項及び第三項(第七条第二号の規定を準用する部分に限る。)並びに第十三条の規定は、適用しない。

2 全館避難安全性能を有する建築物については、第七条第二号、第八条第一項及び第三項、第九条の三(第二項を除く。)並びに第九条の四第一項及び第三項の規定は、適用しない。

(平一三条例一三・追加)

第五章 都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加

(平一三条例一三・改称)

(適用区域)

第十九条 この章の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。

(平一三条例一三・一部改正)

(一定の複数建築物に対する制限の特例を認定されたものに対する制限の緩和)

第十九条の二 法第八十六条第一項又は第二項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地等については、この章の規定は、適用しない。

(平一二条例四〇・追加)

(建築物の敷地と道路との関係)

第二十条 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が千平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第二十二条で定める場合を除き、道路(自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下同じ。)に六メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないと特定行政庁が認めるときは、この限りでない。

2 次に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え、千平方メートル以下のものの敷地は、第二十二条で定める場合を除き、道路に四メートル以上接しなければならない。

学校 体育館 病院 診療所 劇場等 展示場 百貨店、市場、マーケットその他物品販売業を営む店舗 ダンスホール キャバレー 遊技場 公衆浴場 ホテル 旅館 共同住宅 寄宿舍下宿 倉庫(倉庫業を営む倉庫に限る。第二十三条において同じ。)自動車車庫 自動車修理工場

3 法第四十三条第二項第一号の規定により特定行政庁が認めた建築物又は同項第二号の規定により特定行政庁が許可した建築物については、前二項の規定は、適用しない。

(平五条例一一・平一二条例四〇・平三十条例五五・一部改正)

(百貨店等の敷地等の道路との関係)

第二十一条 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗(床面積の合計が千五百平方メートル以下のものを除く。次項において「百貨店等」という。)の敷地は、その床面積が最大の階における床面積百平方メートルにつき一・二メートルの割合で計算した数値(当該数値の長さが六メートル未満である場合は、六メートル)以上の長さで道路に接しなければならない。

2 百貨店等の主要な出入口には、道路に接して次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

幅	奥行(単位 メートル)
当該出入口の幅の数値に相当する数値	二・〇

3 前項の空地内には、主要構造部が耐火構造、施行令第百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造又は不燃材料で造られた地盤面からの高さ三メートル以上にある建築物の部分を突き出すことができる。

(平五条例一一・平五条例二五・平二七条例三九・令一条例一七・一部改正)

(劇場等の敷地等と道路との関係)

第二十二条 劇場等の敷地は、次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

客席の定員	幅員(単位 メートル)
四百人未満の場合	四・〇
四百人以上千二百人未満の場合	六・〇
千二百人以上の場合	八・〇

2 劇場等の主要な屋外への出口で、前項の道路に面するものには、次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

客席の定員	幅	奥行(単位 メートル)
四百人未満の場合	第七条第二号の規定により計算	一・五

四百人以上千二百人未満の場合	した数値の合計	二・〇
千二百人以上の場合		三・〇

- 3 前二項の客席の定員の算定方法については、第十一条第二項の規定を適用する。
(平五条例一一・平五条例二五・一部改正)

(倉庫等の自動車の出入口と道路との関係)

第二十三条 倉庫、自動車車庫(床面積の合計が百五十平方メートル以下のものを除く。)及び自動車修理工場(次条において「倉庫等」という。)の自動車の出入口には、次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を道路に面して設けなければならない。ただし、当該道路との境界線から二メートル後退した自動車の車路の中心線上において、当該道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できる場合は、この限りでない。

幅	奥行(単位 メートル)
当該出入口の幅の数値に相当する数値	二・〇

(平一三条例一三・一部改正)

(倉庫等の敷地の出入口の設置の禁止)

第二十四条 倉庫等の敷地の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。

- 一 幅員六メートル未満の道路(自家用自動車の車庫においては幅員四メートル以上の道路に接し、その道路の反対側の境界線からの水平距離が六メートル以内の部分の敷地を道路状にし、かつ、交通の安全上支障がない場合を除く。)
- 二 交差点又はまがりかどから五メートル以内の道路の部分
- 三 電車の停留所、折返場又は安全地帯から十メートル以内の道路の部分
- 四 横断歩道、橋、踏切、トンネル又は陸橋から十メートル以内の道路の部分

(平五条例一一・一部改正)

(準用)

第二十五条 第二十条第一項ただし書の規定は、同条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び前条の敷地等について準用する。

- 2 第二十一条第三項の規定は、第二十二条第二項及び第二十三条の空地について準用する。
(平五条例一一・平一三条例一三・一部改正)

第五章の二 日影による中高層の建築物の高さの制限

(昭五三条例一三・追加)

(対象区域等の指定)

第二十五条の二 法第五十六条の二第一項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制

限に係る対象区域として指定する区域は、別表の上欄に掲げる区域とし、法別表第四の二の項及び三の項の区域について日影時間の測定を行う水平面の平均地盤面からの高さとして同表(は)欄に掲げる高さのうちから指定するものは、別表の中欄に掲げるものとし、別表の上欄に掲げる区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから指定する号は、別表の下欄に掲げる号とする。

(昭五三条例一三・追加、昭六二条例二四・平一四条例八二・一部改正)

第五章の三 都市計画区域及び準都市計画区域内の道に関する基準

(平一五条例二二・追加)

(道に関する基準)

第二十五条の三 施行令第四百四十四条の四第二項の規定により条例で定める区域は、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市の区域を除く区域とし、同項の規定により条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 接続先の道路が幅員六・五メートル未満の場合は、接続先の道路の中心線からの水平距離三・二五メートル(当該道路が崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該崖地等からの水平距離六・五メートル)までの敷地の部分を指定を受ける道(法第四十二条第一項第五号の規定により指定を受ける道をいう。以下この条において同じ。)とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 二 指定を受ける道の有効幅員(道の自動車の通行可能な部分で、自動車の通行に耐え得る構造の有蓋がい側溝を含む。)を六メートル以上とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 三 施行令第四百四十四条の四第一項第二号の隅切りは、斜長を三メートル以上とすること。
- 四 施行令第四百四十四条の四第一項第四号の縦断勾配は九パーセント以下とすること。

(平一五条例二二・追加・平三十条例五五・平三一条例一〇・一部改正)

第六章 雑則

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

第二十六条 法第八十五条第五項又は第六項の規定に基づき許可を受けた仮設建築物及び法第八十七条の三第五項又は第六項の規定に基づき許可を受けた建築物については、第三章から前条までの規定は、適用しない。

(平二七条例三九・平三十条例五五・平三一条例一〇・一部改正)

(市町村条例との関係)

第二十六条の二 この条例の規定は、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村が法第三十九条、第四十条、第四十三条第三項又は第五十六条の二第一項の規定に基づき条例を定めたときは、当該市町村の区域内においては、適用しない。

(平一九条例五一・平三十条例五五・追加)

第七章 罰則

第二十七条 第四条から第十八条まで及び第二十条から第二十四条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)は、二十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

(昭六二条例二四・一部改正)

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当な注意及び監督が尽されたことの証明があつたとき、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和四九年条例第一六号)

この条例は、昭和四十九年六月一日から施行する。

附 則(昭和五三年条例第一三号)

この条例は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第二四号)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和六二年十一月一六日)

附 則(平成五年条例第一一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(施行の日=平成五年六月二五日)

(劇場等の規定に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する劇場等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の劇場等のうち、改正後の福岡県建築基準法施行条例第七条第二号、第八条から第十条第二項第三号まで、第十一条、第十二条及び第二十二條の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(平成五年条例第二五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(日影による中高層の建築物の高さの制限に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の福岡県建築基準法施行条例第二十五条の二の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号)附則第四条の規定が適用される間は、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第四〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年条例第一三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定中「都市計画区域」の下に「及び準都市計画区域」を加える部分並びに第一条、第五章の章名及び第十九條の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十三号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一三年五月一八日)

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一四年条例第八二号)

この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十五号)の施行の日(平成十五年一月一日)から施行する。

附 則(平成一五年条例第二二号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第五一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年条例第三九号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成三十年条例第二九号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年条例第五五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三一年条例第一〇号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

附 則(令和元年条例第一七号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和二年条例第二一号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表(第二十五条の二関係)

(昭五三条例一三・追加、昭六二条例二四・平五条例二五・平一四条例八二・平三十条例二九・一部改正)

対象区域		法別表第四(は)欄の平均	法別表第四(に)欄の号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域	都市計画法第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域及び同号トの規定により建築物の高さの最高限度に関する都市計画が定められた土地の区域	地盤面からの高さ	
第一種低層住居専用地	十分の五の区域		(一)

域、第二種低層住居専用 地域又は田園住居地域	十分の六の区域		
	十分の八の区域		(二)
	十分の十の区域		
	十分の十五の区域 十分の二十の区域		
第一種中高層住居専用 地域又は第二種中高層 住居専用地域	十分の十の区域	四メートル	(一)
	十分の十五の区域	四メートル	(二)
	十分の二十の区域 十分の三十の区域		
第一種住居地域、第二種 住居地域又は準住居地 域	十分の二十の区域であつ て十五メートル高度地区	四メートル	(一)
	十分の二十の区域(十五 メートル高度地区を除 く。)	四メートル	(二)
	十分の三十の区域 十分の四十の区域		
近隣商業地域又は準工 業地域	十分の二十の区域であつ て十五メートル高度地区 又は二十メートル高度地 区	四メートル	(二)
備考			
<p>一 十五メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に五メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたものの〇・五倍に十五メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p> <p>二 二十メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に十メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたものの〇・五倍に二十メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p>			